

年間症例数について補足説明(2024.4.15 更新 青字箇所)

(1) 所属の診療科(研修施設申請をする診療科)が歯科保存専門医の専門領域に特化している場合、診療科の年間新患数が申請研修施設の年間新患数として算出可能と考えます。

(2) 所属の診療科が複合的な診療科(例えば、総合診療科として他の専門領域と同じ診療科)で、診療科全体の新患数が修復・歯内の新患数と異なる場合、申請において合理的な(評価者が理解・納得できる)方法で、歯科保存専門医の専門領域に関する症例数を算出して、申請研修施設の年間新患数としていただければと考えます。

例えば、歯科保存領域を担当する全歯科医師が実施した修復・歯内の年間症例数(同一患者でも可能)を個別に算出して合算する方法です。その際、算出した方法を所定の箇所に記載することで、評価者は理解・確認できると考えます。

※2024.4.15 追記

(2) により、診療科が専門診療科でなく、保存修復と歯内療法以外の様々な治療(補綴、口腔外科など)を目的として患者が来る総合診療科などの場合、再診患者でも「新規に」歯科保存専門医に必要な症例(保存修復と歯内療法)を実施するのであれば、症例としてカウント可能です。

(3)(1)(2)いずれの場合も、申請時には、個々の根拠資料の提出は求めません。

理由としては、症例全ての確認を評価小委員会に求めるのは、不可能だからです。

したがって、申請する研修施設の指導医(機構専門医資格あり)の責任においてご提出いただくことになります。

なお、後日、サンプリングなどの調査がある可能性があるので、申請症例数の追跡調査が可能な状態を確保しておく必要があります。

(4) 上記以外に、研修施設申請書類のご作成において、疑問点や改善点がありましたら、認定委員会事務局にご連絡ください。